

第1回宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）検討委員会 会議録要旨

1 開催日時

令和3年7月29日（木） 午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

宮崎市民プラザ 4階大会議室

3 出席者

【委員（7名）】

佐保 忠智 座長、十屋 幸平 委員、半渡 英俊 委員、川野美奈子 委員、
栗坂三枝子 委員、増田 良文 委員、中川 義朗 委員

【県】

知事、総合政策部次長（県民生活・文化祭担当）
<事務局> 人権同和対策課長、人権同和対策課職員

4 議題

- (1) 条例に盛り込む基本的な内容について
- (2) その他、検討を要する内容について

5 議事要旨

事務局から、前文と8カ条にまとめた「宮崎県人権尊重の社会づくり条例（仮称）（イメージ）」について説明後、「条例に盛り込む基本的な内容」「その他、検討を要する内容」について意見交換を行った。

各委員からは、以下の意見等があった。

- 委員A ○相談体制の充実、教育及び啓発活動の充実などを盛り込んでいただきたいと考える。
- 前文については、世界人権宣言や日本国憲法の文言を入れて始まる条例は、他の自治体ではあまり見られないようなので、宮崎県の条例として、宮崎県らしさ、宮崎県のイメージを取り入れた内容で、検討してほしい。
- 第3条の「県の責務」について、第2条に基本理念があるので、大分県の条例のように、「基本理念にのっとり」の文言を追加してはどうだろうか。
- 第6条の「人権教育・啓発推進方針」については、この条例で初めて教育と啓発の言葉が出てきているので、この条文では教育と啓発の実施について、何かしら述べる必要があるのではないかと思う。

○第7条と第8条の審議会については、推進方針についての意見を聴いたり、意見を述べたりする場が必要であると考えてるので、お示しいただいた内容でよいのではないかと思う。

審議会の人数については、20数名は多いのではないかと考えており、10名程度でよいのではないかなと思っている。

委員B ○差別のない、明るく住みよい社会を実現することはみんなの共通の願いであるというのは重々理解しているが、現実問題として、共通の願いでとどまっている。いまだにいろんな事象が出てきているということを考えると、その理由や原因は、「多様性の無理解」、それから「人権意識の欠如」であると考えており、多様性の無理解と人権意識の欠如をしっかりと理解した上で、そういう社会をつくりたいなと考えている。

○県民のみなさんにわかるような内容であって欲しいといった意味では、前文中に「性的マイノリティ」という言葉が出てくるが、できるだけ「性的少数者」に変えた方がいいのではないか。

○第2条の基本理念の中にある「不合理な較差」という言葉はわかりにくいのではないかと思うので、基本理念等については意図するものが直接伝わるような表現であって欲しい。

○人権課題への取組について、市町村との協働だけではなく、関係するいろんな団体も含めて、みんなで取り組んでいく、横断的な取組が必要ではないかなと考えているので、国・県・市町村・関係機関の協働としてはどうか。

○人権意識については、教育的な配慮が特に重要になってくる。各分野の課題等具体的な施策などは別に定めるということだが、教育に携わる者の責務を、しっかりと1条設けて掲載してはどうか。

委員C ○この条例については、時宜を得た非常に重要な取り組みだと考えている。特に新型コロナウイルス感染症の差別問題が大きな社会問題になっている、またSNSとかの誹謗中傷で自殺者が出ているこのタイミングで、制定するというのが大きな意味がある。

県民の一人ひとりに改めて人権問題を提起し、意識付けを促す効果を、この条例を制定する行為そのものが及ぼすのではないかと考えている。

○この条例の実効性を高めるためには、広く県民に認知していただくことが、問題提起、それから意識づけに大きな役割を果たすのではないかと思う。例えば、若い人をターゲットにする場合であれば、教育機関やインターネットなどを活用しながら、この条例の中身、特に前文に書かれている内容や基本理念を、県民向

けに十分に認知していただく必要がある。制定後の県民への周知方法については、非常に工夫が必要ではないかと考えている。

○前文については、鳥取県の前文に、「鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で」という文言がある。

前文には、県民の意識づけというか、これは宮崎県の条例なんだというような、親しみを持っていただくような効果もあるので、ぜひ、本県の条例にも、こういった宮崎県を表すような表現を前文の中に盛り込んでいただきたい。

○第3条の「県の責務」について、人権施策を推進するにあたって連携・協力する対象には、国、市町村の行政だけではなく、その人権問題に向き合ってきた関係団体との連携・協力も不可欠であるので、連携・協力の対象については、ぜひ関係団体や機関を追加していただきたい。

また、他県の条例には、県の責務の中に、人権に関する実態の把握や、実態について定期的な公表を行う旨を明記している。いろいろな取り組みの中で、県民への定期的な情報提供は非常に重要であり、人権意識の高揚に効果があると考えられるため、参考にしてほしい。

○第6条の「人権教育・啓発推進方針」という条項について、他県においては、いずれも人権施策の基本方針という名称で条項立てをされているところであるが、本県については、既存の人権教育・啓発推進方針があるので、この名称そのものを、この6条の条立ての方に記載されている。

しかし、人権施策には、教育・啓発のみならず、相談とか、様々な対策が含まれていくと思うので、やはり他県と同じように、人権施策の基本方針という、網羅するような形での表現にした方がよいのではないかと思う。

今後もこの方針を見直していくような話があったが、この条文の表記は、今後のそういった取り組みを方針の見直しにも対応できると考える。

この条文の表記については、特に鳥取県の基本方針についての規定が具体的でわかりやすいので、非常に参考になるのではないかと考える。

委員D ○誰も人権についてどういうことが書いてあるかがわかる条例にしてもらうためにも、子どもにも伝わるように、誰でもが見やすいような文章で構成したらどうかと思う。

「ひなた」のように、みんなが共有できるものを、そういった言葉で、わかりやすく伝えていって欲しい。

○「県民の責務」について、「県民は、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において」と書いてある他県の条例があるが、まずは一人一人、それぞれの立場で人権を考えることの大切さがこの条文からは伝わってきた。

言葉一つの使い方、入りやすい、伝わりやすいのかなと思った。

委員E ○この条例について、どこまで明確に、具体性を持っていくか。

この条例が、ある程度普遍的なものを取り入れて作っていただきたいの思いもあるが、ある程度県民や県全体で、気持ちを一つにして支えることができるような条例にできればいいのかなと思っている。

○県民、市町村、事業者等というような言葉が使われているが、本当にこれだけでいいのか疑問を持っており、もう少し、人権が尊重される社会づくりを支えていこうというような言葉があればいいのかなと感じている。

○前文について、世界人権宣言が規定されていて、これ自体は、基本原理というふうな形で認識しているのでいいと思うが、様々な意見があるところなのかなと思っている。

○憲法第14条の条文が挙げられているが、そもそも県民一人ひとりが、「人権を持っているんだ」というところを、もうちょっと明確に示してもいいのかなと感じている。

○「性的マイノリティ」という言葉は、非常に難しい言葉で、例えば性自認とか、今そういうような言葉がある中で、この言葉でいいのだろうか。

○「新型コロナウイルス感染者などに対する」という部分については、この条例を作るきっかけとなったというところは示すべきだが、今後普遍的な内容のものを定めていくときに、例えば、他の様々な感染症による差別もあるので、その点を考慮した文言が必要ではないか。

○「共存を図って」というところは、他の都道府県でも用いられてはいるが、今はともに生きる「共生」という言葉の方がいいのでは。共存というと、「対立しあいながらも」というように感じられるところもあるので、障害者差別解消推進法で用いられている「共生する社会の実現」という言葉の方がいいのではないか。

○第3条から第5条について、「しなければならない」という表記にするのかどうか。

県の責務は「するものとする」というような言葉で、県民・事業者の責務が「しなければならない」という定めになっている。確かに、県の責務の内容はちょっと抽象的なところがあるので、「するものとする」というのが相当なのかもしれないと思うが、県民一人ひとりがこれを読んだときに、私たちばかり「しなければならない」となっているような受け取り方をするのではないかと思うので、この細かい文言の使い方は検討の余地があるのではないか。

委員 F ○本条例案（イメージ）については、世界人権宣言及び日本国憲法の人権総論規定を確認しながら、現実には発生している様々な人権問題の解決、その中でも、特に差別の解消を目指して、人権教育・啓発の推進を中心とする総合的な人権施策を策定して、そして実施するというのが主たる目的の条例であると言える。

このような意味において本県の条例案は、人権教育推進法という国の法律の「地方版」という性格を持っている。

○この条例には、人権侵害があったときに、それに対する制裁（過料・罰則）とか公表とかの、強制措置はもちろん用意されておらず、あくまでも人権問題あるいは人権侵害が起きないように、その発生を予防する、防止する、あるいは、そのための人権意識を啓発することに中心があると言えることができる。そのため、人権施策、ほぼイコール人権教育・啓発推進方針になっていると思う。

しかし、人権教育・啓発推進方針というのは非常に重要であることは間違いなし、また、これを継承・発展させてゆかなければならないということも、そのとおりであるが、それはあくまで総合的な人権施策のうちのワンオブゼムであって、この条例の目的、基本理念に沿って、また、条例の基本方針と基本理念を踏まえた形・内容で人権施策を作っていくことが特に重要だと思う。

○条例の実効性の確保のため、鳥取県などは人権問題の相談支援体制を個別条文で規定している。本県条例の第6条に相当する規定の中に、人権問題の相談支援体制を整備すること、構築すること、あるいは別条文でもいいので、体制を整備することが必要なのではないかと考えている。

○条例の前文・条文等の人権の主体の明示については、比較的に人権が侵害される可能性がある人達、すなわち、子どもや女性、あるいは障がいのある人等の権利の主体性をはっきり言う場合と、人権の侵害の言動を防止、制限する書き方があるので、両者をはっきり区別した書き方にすべきだと思う。

○国際化、情報化、少子高齢化、デジタル化やオンライン化などの社会情勢の変化に伴って、様々な人権問題が生じてくる。この意味では、インターネット上の諸問題も、前文または正式の条文で、やっぱり何らかの形で取り上げていった方がいいのではないかと考える。

○この条例は、宣言的、骨格的条例の性格が強い。その骨組み、宣言的なものに、具体化あるいは理念的なものを、どの程度まで明確なものにして盛り込むか。

また、細目的、具体的な内容を条例下位の規則等に委ねるかが一つの課題になってくるのではないかと考える。

○この人権尊重の社会づくり条例は、地方団体の自治事務であり、分権時代の「自治事務」にふさわしい条例を作っていくことが肝要だ。

宣言的、あるいは抽象的なものだけにとどまると、宮崎県の独自性、あるいは自治事務としての分権時代にふさわしい条例にはなかなかかなりにくいだろう。

この点についてはもう少し条例・表現上に工夫があってもいいのではないかと感じている。

委員G ○条例をどういう性格のものにするのか。あらゆる人権問題の解決、解消に普遍的に適用のある基本法的なものにするのか。あるいは、ある程度そこに具体的なものも入れていくのか。そこがなかなか難しいところである。

○人権尊重の社会づくり条例は、あらゆる人権問題の解消、改善のために、普遍的な適用のある基本法的役割のものということを中心に考えた。従って、宮崎県が目指す人権尊重社会づくりの方向性とか理念、あるいは人権施策の基本的な原則を規定すれば、ほぼ目的が達成できるのかなと考えている。

○既にある人権教育・啓発推進方針を、条例上の方針として位置付けていこうということであるが、方針は制定されて6年経過しているので、その時想定していなかった様々な課題も出てきている。条例制定後の話ではあるが、方針の策定時には、そういったものを拾っていく必要があるのではないかと思う。

○既存の方針に記載されているものを上手く連携させて、つなげていけば、かなり充実した内容のものになっていくのではないか。

人権尊重の社会づくり条例が、いわゆる総論的な基本法的なものであれば、それを実際に実践していくノウハウを示すものとして、人権教育・啓発推進方針が生きてくると思う。

○基本法ということでいけば、前文は、その条例が作られる動機や、目的・理念などが入るので、その後の条文を生かす上でも非常に重要なものになることから、前文は必要だと思う。

○第5条の県民や事業者の責務の表記について、県民が読んだときに上から目線にならないような表現の仕方が必要ではないか。

○第7条の宮崎県人権施策推進審議会の設置について、人権的な施策を進める上で、様々な有識者からなる委員会の意見や、専門的・第三者的な立場の方の意見を聴くことは非常に大事なことであるが、この会議をいかなる位置付け、性格のものにするのかは非常に難しい。これは今後慎重に検討していかなければいけないと思う。

審議会という形にすると、ある程度権力分立的な考え方があり、独立した行政

機関で、意思決定機関になる。委員の任命も、正式な知事による、辞令を伴うような任命で、委員も、その任にあたっては、非常勤の地方公務員になる。

審議会であれば、その会の意思決定をしなければいけない。委員会の中で、一つの意味決定ができるのかどうなのか。

事務局 ○前文に宮崎県のイメージを取り入れてはどうかというご意見については、取り入れた場合にどうなるかというイメージを、次回お示ししたいと思っている。

宮崎県の条例の中で、前文のある条例が20条例あり、その中に、いろいろと宮崎県の独自性みたいなものを書いているものもあるので、それらも参考にしながら、作成したいと思う。

○第1条の目的については、例えば鳥取県であるが、第1条の目的の中に、人種、国籍、民族、信条、いろいろな差別行為の原因となる事由が挙げられている。

憲法14条ではこうした例示、類例は5項目であるが、鳥取県では12項目挙げられており、その中には、性的指向や性自認等、今後検討が必要な内容も入っているので、とりあえず入れていない。今後議論していきたいと考えている。

○国、県、市町村、関係機関の連携・協力、また、県民・事業者の役割について、もう少し整理すべきではないかというご意見については、今後そうしていきたいと考えている。

○第5条の「協力しなければならない」という文言については、表現の仕方が適切であるかどうか、今後十分検討していきたいと考えている。

○第6条の人権教育・啓発推進方針については、「この中で教育・啓発について何かしら述べるべきではないか」、「抽象的であるので、具体的な施策を例示的に示した方がいい」、「ここは中心項目であるので、より実効性のある人権施策が盛り込まれるべき」、「教育啓発のみならず、他の人権施策もあるので、名称も含めた人権施策のあり方について検討すべき」等のご意見をいただいております、推進方針で詳細は書くにしても、まずここでどれぐらい方向性を示せるかは重要なポイントかと思われるので、もう少し検討したいと考えている。

○第7条、第8条の審議会については、もちろん人権方針を策定したり、施策を推進するにあたって、当事者や関係団体等の意見の反映を十分図っていくことは非常に重要な視点であるが、それをどういう組織体で受けとめるのかは、また別に考えていくべきではないかと考えている。それを附属機関とするのか、あるいは私的諮問機関とするのか、それとも懇話会のような、割と自由に意見が聞ける組織にするのか、また、委員の人数等についても今後検討を図っていきたいと考えている。

委員A ○鳥取県が最初にこの種の条例を作ったので、たたき台になっていると思うが、今年4月の条例改正で規定されている差別行為の例について、本県の条例でも検討が必要ではないか。

また、インターネットとかSNSとか、様々な問題が複雑化しているので、これらも検討に値するのではないか。

○国内だけのことなのか、世界的なことなのかは別問題として、今いろいろところで、2030年までにすべての人を誰一人取り残さないというSDGsの発想があるので、時代背景として、そういうところは入れる必要はないのかなと思っている。その辺りも、またご検討いただきたい。

委員E ○どこまで踏み込んで具体化していくのか。いろんな段階が出てくると思う。そのところを、どうしていくのが非常に重要なところなのかなと思う。

メッセージ性というところも含めた上での考慮を、十分に検討する必要があるのかなと感じている。

委員B ○宮崎県が作る条例であるので、例えば前文には、穏やかな県民性や実情を踏まえて、わかりやすく、しっかりと宮崎県らしさを。ふんわりとした中にも、やっぱり差別は絶対許さない、「駄目だ」ということを明記すべきではないかと思う。憲法や世界人権宣言の部分も必要であるが、あえて前文には宮崎県らしい、ふんわりとしたものから入って、条文の中ではしっかりと。

○困っている方々が言われているのは、人権課題としてしっかりと明記してほしいとのこと。条例を制定するにあたり、当事者団体と何度も意見交換をしたり、職員研修も行ってきた。

ふんわりとした宮崎県らしさを前文で出して、2条以下の各条において、しっかりと「差別は絶対許さない」という想いを、具体的に示していけばいいのではないか。

委員E ○例えば、基本的理念としてはこうなんだよというのを、ある程度まとめた上で提示することもあり得るのかなと思う。そこに宮崎県らしさが加えられたら、いい。

委員G ○世界人権宣言の理念や日本国憲法の目指すところは避けては通れないので、そこは基盤にしなければいけないが、それをいかに前文なりに上手く載せていくのか、工夫が求められる。

○憲法の第13条、第14条は非常に大事な規定である。特に第13条は、個人の尊厳の規定で、これが基本ではないかなと思う。公共の福祉に反しない限り、生命、自由、幸福追求に対する国民の権利は、最大に尊重する必要がある。

そこをしっかりと基盤としたものを、この条例は持っていなければいけないと思うので、内容については、検討していく必要がある。

○県民が読んだときに、県民がしっかり理解していかないことには、効果は半減するので、子どもでもわかるような、わかりやすい文書を考えていくことが非常に大事ではないかなと思う。